

広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十七年三月十六日

広島県知事 湯崎英彦

## 広島県条例第十二号

### 広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例の一部を改正する条例

広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例（平成十一年広島県条例第三十四号）の一部を次のように改正する。

第二条の表の第九号の五中「の市町」の下に「（広島市を除く。）」を加え、同表の第九号の六(7)及び(9)並びに第九号の六の一(18)及び(20)中「及び地域子育て支援拠点事業」を「地域子育て支援拠点事業及び子育て援助活動支援事業」に改め、同表の第十一号の四中「市町」の下に「（広島市については、(8)から(10)までに掲げる事務を除く。）」を加え、同表の第十一号の五(5)を次のように改める。

#### (5) 法第四十六条第五項の規定による届出の受付

第二条の表の第十一号の五中「広島市、」を削り、同表の第十六号(1)中「(30)から(34)まで」を「(26)から(30)まで」に改め、同号(6)中「第三十八条第二項」を「第三十八条第一項及び第二項」に、「第十条第一項」を「第十条第一項及び第二項」に改め、同号中(7)及び(8)を削り、(9)を(7)とし、(10)及び(11)を削り、(12)を(8)とし、同号(13)中「(14)、(16)から(20)まで及び(23)から(28)」を「(10)、(12)から(16)まで及び(19)から(24)」に改め、同号中(13)を(9)とし、(14)を(10)とし、(15)を(11)とし、(16)を(12)とし、(17)を(13)とし、(18)を(14)とし、(19)を(15)とし、(20)を(16)とし、同号(21)中「及び(8)」を削り、「(22)」を「(18)」に改め、同号中(21)を(17)とし、「(22)」を「(18)」とし、「(23)」を「(19)」とし、「(24)」を「(20)」とし、「(25)」を「(21)」とし、「(26)」を「(22)」とし、「(27)」を「(23)」とし、「(28)」を「(24)」とし、「(29)」を「(25)」とし、「(30)」を「(26)」とし、「(31)」を「(27)」とし、「(32)」を「(28)」とし、「(33)」を「(29)」とし、「(34)」を「(30)」とし、「(35)」を「(31)」とし、「(36)」を「(32)」とし、「(37)」を「(33)」とし、「(38)」を「(34)」とし、同表の第十七号の二中「の市町」の下に「（広島市を除く。）」を加え、同号(13)中「第三十六条第三項」を「第三十六条第四項」に改め、同号中「広島市、呉市」を「呉市」に改め、同表の第三十五号中「(15)から(20)」を「(11)から(16)」に改める。

第三条の表の第五号(3)中「法第十八条第二十二項第一号」を「第一号」に、「承認」を「認定」に改め、同号(16)中「(15)」を「(17)」に改め、同号中(16)を「(18)」とし、「(15)」を「(17)」とし、「(14)」を「(16)」とし、「(16)」の前に次のように加える。

#### (15) 政令第一百三十七条の十六第二号の規定による移転に関する認定

第三条の表の第五号中(13)を(14)とし、「(12)」を「(13)」とし、「(11)」を「(12)」とし、「(10)」を「(11)」とし、「(9)」を「(10)」とし、「(8)」を「(9)」とし、「(7)」を「(8)」とし、「(6)」を「(7)」とし、「(7)」の前に次のように加える。

(6) 法第十八条第二十四項第一号及び第二号の規定による仮使用の認定

附 則

この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、第三条の表の第五号の改正規定は、平成二十七年六月一日から施行する。